

令和 8 年度京都市若年被害女性等支援事業補助金 募集要領

文化市民局共生社会推進室
男女共同参画推進担当
電話 075-222-3091
FAX 075-366-0139

女性が抱える課題は、暴力や性被害、家族関係の破綻、生活困窮など多様化、複雑化、複合化している中、特に若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面が指摘されています。

こうした状況を踏まえ、問題が深刻化する前の早期発見のためのアウトリーチ支援や居場所の提供、自立に向けた支援を行う民間団体への事業費補助を通じ、公民協働による支援強化を図る事業を令和 7 年度から 3 年間のモデル事業として実施しています。

この度、以下のとおり、令和 8 年度の申請団体を募集します。

※ この事業は、国の補助金と篤志者からの寄付を財源として実施するものです。

I 事業の概要

(1) 目的

様々な困難を抱えた女性、特に若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や居場所の確保、地域での自立・定着、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、早期発見からアフターケアまで一貫した女性支援を行い、潜在化している多様な支援ニーズに対応し、女性の自立の推進に資することを目的とする。

(2) 支援対象者

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）

（以下「支援対象者」という。）

※ 性暴力や虐待等の被害に遭った又は遭うおそれのある 10 代から 20 代の若年層を中心とする全年代の女性を対象とする。

(3) 事業内容

- ・ アウトリーチ支援（夜間の見回り等による相談支援を行う）
- ・ 居場所の提供（一時的な居場所の提供による相談支援を行う）
- ・ 自立支援（一定期間継続的な支援が必要な方に自立に向けた支援を行う）
- ・ 関係機関連携会議（本市主催：採択された団体は必ず参画していただきます。）

(4) 事業期間（補助対象期間）

2 申請できる団体

以下の①～⑤を全て満たしていること。

- ① 本市の区域内に主たる事務所を有すること。
- ② 年間を通じて困難な問題を抱える女性への支援実績のある社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等であること。
- ③ 法人格を有していること。
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ⑤ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

3 事業内容及び実施方法

以下の(1)～(3)のうち2つ以上を実施すること（既存事業の活用も可とする。ただし、必ず新規・充実の要素を含めること）。複数の団体が協力し、グループとして申請することも可とする。その場合はすべての団体が2の条件を満たすこととし、代表する1団体が申請者となり、複数団体による役割分担等を明記の上申請すること。1団体（単独、グループを問わず）につき複数の申込は不可とする。

(1) アウトリーチ支援

困難な問題を抱える女性の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、家に帰れずにいる困難な問題を抱える女性に対する声掛けや相談支援の実施や、ICTを活用したアウトリーチ支援（検索連動広告を活用したデジタルアウトリーチやSNS等の書き込み調査を踏まえたアウトリーチ・SNS相談窓口の設置等）を実施する。また、出張相談など支援対象者の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。

※ アウトリーチ支援の際に緊急的に福祉サービスが必要となった場合は、京都市女性のための相談支援センター「みんと」等と連携の上、区役所等の福祉サービスにつなぐこと。

(2) 居場所の提供

身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。

- ① 居場所の提供期間

居場所の提供は一時的な保護（1日から2日程度）を原則とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、引き続き居場所での支援を実施することができることとする。なお、保護が2週間を超える場合は、自立支援計画（様式1）を策定すること。

② 居場所の提供体制

ア 居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者との連絡が取れる体制を確保すること。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、支援員による相談、見守りの体制を確保すること。

イ 困難な問題を抱える女性の中には、性暴力や虐待等の被害に加え、何らかの障害あるいは疾病を複合的に抱えているケースもあることから、特に個別の対応が必要な困難な問題を抱える女性を受け入れる場合には、女性支援事業や社会福祉事業に従事した経験のある者等を個別対応職員として配置した上で、きめ細かな支援を提供すること。

③ 利用者の負担

支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。

利用者に負担させることができる金額は、自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿を整備しなければならない。

④ 留意事項

ア 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて児童相談所又は弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。ただし、親権者に連絡することにより、利用者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所や警察等の関係機関と十分連携・協議した上で、利用者の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。

イ 居場所で支援した後、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、区役所等の福祉事務所につなぐこと。既に福祉サービス（生活保護や障害者手帳の交付等）を利用している者を居場所で支援した場合は、既福祉サービス提供市区町村に連絡し、福祉サービスの利用が途切れることのないよう留意すること。

ウ 居場所で長期にわたって支援する場合の自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者と話し合う等により、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。

エ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや、感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

(3) 自立支援

① 自立に向けた支援

累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画（様式1）に基づき、自立に向けた以下の支援を実施する。（ア～オの全てを実施すること。）

ア 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

イ 利用者が自立して生活するために、就業や就学についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

ウ 生活資金を確保するための福祉サービス（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、区役所等など関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

エ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

オ その他、利用者の自立に向けて必要な支援を行う。

② ステップハウス

自立支援計画に基づき、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援や就労支援等を受けながら一定期間居住できる場所を提供する支援を以下により実施する。

ア 提供期間

ステップハウスの提供は中期的な（1年程度を想定）支援とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、引き続きステップハウスでの支援を実施することができることとする。

イ 提供体制

ステップハウスとして提供する住宅は、日常生活に支障がないよう必要な設備を有するとともに、利用者の保健衛生及び安全について十分配慮されたものとする。

ウ 利用者負担

居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。利用者に負担させることができる金額は、自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿を整備しなければならない。

エ 留意事項

「(2)居場所の提供 ④留意事項」に加え、以下に留意すること。

- ・ 事前に事業の目的、実施期間、当該住宅における生活上の安全面についての留意点や緊急時の連絡方法等について、利用者とは十分話し合うこと。
- ・ 自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者とは話し合う等により、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。
- ・ 支援を実施した者に対して、地域で自立していくために、アフターケアとして電話相談、家庭訪問、社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等、地域生活

を定着させるための継続的な支援に努めること。

4 各事業共通の留意事項

(1) 支援における連携

各事業の実施に当たっては、京都市女性のための相談支援センター「みんと」や区役所等行政機関、他の民間団体、その他関係機関等と密接に連携することとする。

(2) 関係機関連携会議への参加

京都市が設置する関係機関連携会議に参加し、困難な問題を抱える女性に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証など、関係機関と連携し、情報共有を図ること。(会議は2か月に1回程度を予定)

(3) 未成年への対応

18歳未満の支援対象者で、親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、児童相談所等に速やかに通告するものとする。

(4) 活動記録の作成と保管

事業実施に当たっては、支援の実施状況を確認できるよう、活動日、支援人数、支援内容等について活動記録を作成し、事業終了後5年間保管するものとし、京都市の求めに応じ開示すること。

(5) 個人情報の適切な管理

個人情報の保護に関する法律に準拠し、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失等の事故の防止、適切な管理のために必要な措置を講じること。

5 交付対象経費

補助金の交付対象及び額は以下のとおりとする。

※ 金額や対象経費については、京都市において審査を行い変動する可能性がある。

※ 他の補助金、助成金等の補助を受けて実施している事業は本事業の補助対象外とする。
事業を明確に切り分けられる場合は、この限りでない。

事業	補助対象経費	補助金の額
アウトリーチ支援	事業実施に必要な ・人件費（賃金、報償費、謝金、旅費） ただし他の業務と兼任する場合は経費から差し引くこと。	補助対象経費の 10分の10
居場所の提供	・需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費） ・役務費（通信運搬費等）	1申請につき350万円を上限とする。
自立支援	・委託料 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費（30万円未満） ・扶助費（ステップハウス利用者等の医療費、交通費、被服費など生活維持及び生活再建に必要な経費で以下を含む。） ① 資格取得費 自立支援や就職支援を目的とし、就職又は進学に役立つ資格取得、講習受講等に要する経費 （1人当たり57,620円） ※同一利用者に重複して支出不可 ② 就職活動支援費 就職活動を行う場合及び民間団体職員が同行支援を行う場合の経費 （1人当たり月額3,490円） ③ 就職支度費 就職に際し必要な被服、家具什器等の購入費に要する経費 （1人当たり82,760円） ※ 過去に就職支度費を支出された者は対象外とする ④ 補習費 学習塾などを利用した際の通塾費用等に要する経費 （1人当たり月額20,000円） ※高校3年生は月額25,000円	1申請につき350万円を上限とする。

6 団体選定

(1) 団体の選定方法

本事業を効果的に実施できるよう、申請書類及びプレゼンテーションに基づき、専門家等から意見聴取を行い、その結果を踏まえ、応募のあった団体の中から実施団体を選定する。また、補助金の適正な交付を行うために、提案内容に修正を加え、又は条件を付すことがある。

(2) 選定基準

実施団体の選定は、次に掲げる事項等を総合的に判断して行う。

- ① 既存事業に留まらない新規・充実性があるかどうか。
- ② どのような支援方針に基づいた支援を行おうとしているか。
- ③ 事業計画が具体的かつ効果的で実現可能性があるかどうか。
- ④ 本事業の主旨を理解し、本要領及び京都市若年被害女性等支援事業補助金交付要綱に沿った取組が期待できるかどうか。
- ⑤ 困難な問題を抱える女性への支援において良好な実績を有し、安定的な取組が見込まれるかどうか。

(3) プレゼンテーション

- ・プレゼンテーションは1団体30分以内（説明15分、質疑応答15分）とする。
- ・プレゼンテーションの実施者は2名までとする。複数団体での応募の場合は、各団体につき1名参加すること。
- ・プレゼンテーションは令和8年3月24日（火）14時～17時（各団体30分程度）に実施する。詳細な時間、場所等については、応募団体に別途通知する。プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、市で用意するので、事前に申し出ること。
- ・プレゼンテーションに参加できない団体は、応募書類に基づき、選定する。

(4) 決定の取消

事業実施期間中に、実施団体が次の事項に該当し、実施団体として適当でないと認める場合には、決定を取り消すことがある。

- ① 提出資料に虚偽がある場合
- ② 事業実施に当たって、本市との連携・協力が得られないとき
- ③ 正当な理由なく、本市の指示に従わないとき
- ④ 補助金の不正受給があったとき
- ⑤ 事業実施中に利用者等の信用を著しく失墜したとき
- ⑥ その他実施団体として適当でないと市長が認めるとき

7 申請手続及びスケジュール

(1) 提出期限

令和8年3月18日(水) 17時 必着

(2) 提出書類

① 申請書

② 本事業に係る事業計画書

既存事業と新規・充実事業を分かるように記載してください。

③ 本事業に係る収支予算書(様式2)

※人件費に関しては、内訳を記載すること。

④ 団体の定款、規約、又はこれに代わる書類

⑤ 役員名簿

⑥ 団体のこれまでの実績が分かる資料及び前年度の収支決算書

⑦ 個人情報の取扱いに係る規程

※ 必要に応じ、追加の資料の提出を求める場合があります。

※ 複数の団体が合同で申請する場合は、代表する団体を選出し、その団体がとりまとめ申請してください。(④～⑦については参加する団体全てについて提出すること。)

(3) 提出方法

持参又はメールにて提出すること。

<持参の場合>

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

京都市役所 分庁舎地下1階 文化市民局 共生社会推進室 男女共同参画推進担当

(開庁時間 午前8時45分～午後5時30分)

<メールの場合>

danjo★city.kyoto.lg.jp ★を@に代えて送信してください。

件名 = (団体名) 若年被害女性等支援補助金申請について

提出を把握次第、提出を受け付けた旨の返信をさせていただきます。

返信が届かない場合はお手数ですがお電話等でお問い合わせください。

(4) 提出書類の取扱いについて

提出書類は採択されない場合でも返却しません。また、京都市から求める場合を除き、提出期限後は申請書類の変更はできません。

(5) スケジュール

令和8年2月26日(木)

募集開始・質問受付(メールにて)開始

3月5日(木)

質問受付終了

3月10日(火)	質問回答(ホームページにて) ※前後する可能性あり
18日(水)	募集締切
3月24日(火)	プレゼンテーション
4月1日(水)	選定結果及び交付予定額の通知 事業実施
4月中	選定団体との打合せ(予定)
令和9年3月	事業完了
4月上旬	実績報告書提出、実績報告書に基づき交付額決定・通知
5月中	補助金の交付
	※ 必要に応じ事業完了前の概算払も可

※国の補助金を財源として実施しますので、スケジュールが変更となる場合があります。

8 その他注意事項

- (1) 本事業は令和8年度予算による事業につき、京都市会において予算が承認されないなどの事情により本事業に係る予算が成立しなかった場合、事業が中止となることがあります。この場合において、本事業のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、実施団体はその費用を京都市に請求することはできません。
- (2) 本事業は国の予算成立及び国からの補助金の交付を前提として実施するものであり、これらがなされない場合には、採択された団体であっても補助金を交付しないことがあります。

9 問合せ先

京都市 文化市民局 共生社会推進室 男女共同参画推進担当 神崎、村尾
 電話 075-222-3091
 メール danjo★city.kyoto.lg.jp ★を@に代えて送信してください。